

中野法人会報

<http://www.nakanohoujinkai.org>
e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp

(第147号)
平成18年3月1日
発行所 (株)中野法人会
〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6
電話 (3388) 6896
FAX (3388) 2550
編集 広報委員会
印刷 有限会社 友美堂

平成18年度・税制改正 政府の基本方針決まる! (P.12・13に掲載)

従来の会員証は既に廃止。(申告書には、中野法人会報の最終ページ下の会員証を貼って下さい。)

新年賀詞交歓会が盛大に!



第4回フォト・コンテスト 入賞 (早春) (八王子市・下恩方町)
日進興業株式会社 野澤 正之 氏

掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月 8日(水)	11:00~12:30	広報委員会	法 人 会 館	
3月23日(木)	1:30~ 3:30	決算法人説明会	西武信金・本店(予定)	
3月24日(金)	1:30~ 3:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
3月27日(月)	10:30~12:00	税制委員会	法 人 会 館	
3月28日(火)	10:30~12:00	総務委員会	法 人 会 館	
3月29日(水)	10:30~12:00	事業・特別委員会	法 人 会 館	
4月 5日(水)	10:30~12:00	組織委員会	法 人 会 館	
4月 6日(木)	1:30~ 4:00	書き方説明会	法 人 会 館	
4月 7日(金)	10:30~12:00	厚生委員会	法 人 会 館	
4月13日(木)	1:30~ 3:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
4月14日(金)	10:00~11:30	総務委員会	法 人 会 館	
//	1:30~ 3:00	監査会	法 人 会 館	
4月18日(火)	11:30~12:45	正副会長会	未 定	
//	1:00~ 2:15	理事会	西武信金・本店(予定)	
//	2:30~ 4:00	第7回健康セミナー	西武信金・本店(予定)	講師:井上正子先生
5月10日(水)	1:00~ 1:30	女性部会・第25回定時総会	ウ ェ ス ト フィフティーサード	
//	1:45~ 2:15	女性部会・創立25周年記念式典	ウ ェ ス ト フィフティーサード	終了後: ランチタイム・記念の集い
5月11日(木)	4:00~ 5:00	源泉研究部会・第277回研修会	署・別館会議室	
//	5:00~ 5:30	源泉研究部会・第31回定時総会	署・別館会議室	終了後:懇親会 中野サンプラザ15F リーフルーム
5月12日(金)	4:00~ 5:00	青年部会・第142回研修会	署・別館会議室	
//	5:00~ 5:30	青年部会・第26回定時総会	署・別館会議室	終了後:懇親会 中野サンプラザ15F リーフルーム
5月18日(木)	3:00~ 3:15	正副会長・総務事業役員会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	一般受付 3:30~
//	4:00~ 5:30	第31回通常総会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	ご来賓 4:20集合
//	5:40~ 7:10	懇親会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
5月23日(火)	1:30~ 3:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
5月24日(水)	1:30~ 3:30	新設法人説明会	署・別館会議室	

3 月 号 の 目 次

2006 VOL.147

新年賀詞交歓会 年頭所感 鈴木芳久 会長代行 ……	3	都税だより・ホットなお店紹介 (萬国コーヒー(株))…	11
新年賀詞交歓会 祝 辞 小林署長 ……………	4	平成18年度・税制改正・政府の基本方針 ……	12~13
新年賀詞交歓会 祝 辞 田中区長・中山所長 …	5	新会社法のあらまし ……………	14~15
新年賀詞交歓会 (第2部) 祝賀会 ……………	6~7	部会だより (源泉研究部会・女性部会) ……………	16
理事会報告 (各委員会報告) (行動する法人会) …	8~9	部会だより (青年部会・記念式典より) ……………	17
税務署からのお知らせ ……………	10	第11回企業訪問 (株ノーズ) ……………	18



新年賀詞交歓会 (第1部)



鈴木会長代行の年頭の辞 平成18年1月12日(木) 中野サンプラザ

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には希望にあふれた明るい新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

新年にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日は社団法人中野法人会新年賀詞交歓会に、お寒い中このように大勢の皆様にお越し頂きありがとうございます。特にご来賓の皆様におかれましては、年明けそうそう、ご公務が、ご多端の折り、おさしくりご臨席を賜り誠にありがとうございます。

また平素は法人会の運営に大変ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。かさねて御礼申し上げます。

昨年は米国で大被害を出したハリケーンカトリーナやパキスタンでの7万人に及ぶ犠牲者を出した大地震、世界各地でのテロなど災害や事件が多発しました。国内でも、JR福知山線の脱線事故や耐震強度偽装事件といった、経営者としての責任や顧客や社会への信頼を無視した、企業のモラルを問われる事故、事件も起き、安全、安心と言った言葉がどこかに忘れられてしまったような気がします。

政治の面では郵政民営化を争点に、総選挙で小泉自民党が圧勝し、小泉内閣の小さい政府へ向かっての構造改革が着実に進みだしたようでございます。

一方日本経済を見てみますと、原油高や鉄を始めとした原材料の高騰などのマイナス面もありましたが、円安や愛知万博の成功などの効果もあり、回復基調にのりつつあるようで、景気の先行指標といわれています株式会社市場も、年末、年明けと高値をつけ活性化してきております。さらに三大過剰と言われておりました雇用、設備、負債もほぼ解消されつつあり、個人消費も色々言われておりますが、比較的堅調で、大企業においては、この3月期に1000億円以上の利益が見込まれる企業が、74社もおよぶと新聞などに書かれておりました。しかしながら、地方や中小零細企業においては、まだ実感として感じられる状況までにはなっていないようでございます。デフレの脱却にはもう少し時間が掛かるようでございます。

本年は丙戌年に当たりますが、一回り前、今から60年前の昭和21年は、20年8月の終戦の後の焼け跡から諸先輩が復興の一步を踏み出した年で、現日本国憲法が公布された年でもあります。あらゆる諸制度も新たに構築され、さまざまな問題や困難を克服しながら、現在の日本の発展に繋がってくる出発点の年だったと思います。物の本によりますと、丙戌年は次の時代の発展の土台作りをする年回りのようです。

現在は60年の間の変化に制度や仕組みが対応できなくなってきました。人口減少と団塊の世代の定年によるさまざまな課題を抱えた2007年問題も、もうすでに始まっており、21世紀の時代に適した制度への改革は避けられず現在はその火中にあると思います。

さて、昨年の中野法人会は、創立55周年、社団化30周

年という大きな節目の年に当たり、記念式典、祝賀会を大勢のご来賓、会員の皆様のご出席の元、大盛會に執り行う事が出来ました。これもひとえに、皆様方のお蔭によるものと、あらためて心より、感謝申し上げます。この節目を期に新田中会長の元、会員にとりましてより役に立つ魅力ある法人会を目標に、新たな第一歩を踏み出しましたが、そのやさきに、田中会長が急逝なされてしまいました。その後の会長代行の大役をおおせつかったわけですが、何分浅学非才で力不足でありますので、その責任の重さと大役を果たせるかとの不安の入り交じった心境でお引き受けした次第でございます。

しかし、本日ご臨席のご来賓の皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力と、役員事務局を始め会員の皆様方が力を合せて法人会事業に取り組んでくださったお陰で、無事新年を迎えることができました。ご支援を頂きました皆様、心より感謝申し上げます。

年末に開催いたしました拡大常任理事会においても、副会長を始め各支部長や部会長より、法人会事業への積極的な活動状況や、新たな提案などを伺い、大変力強く、頼もしく、今年度の発展に大きな期待を感じさせて頂きました。また反面、それに伴う責任の重さもひしひしと痛感したしだいでございます。

しかし、新会社法の施行や公益法人制度の改革などの、規制改革、官から民への転換、中野区も改革が進み始めておりますが、中野区においての好例では、皆様御存じのように、一昨年末に民営化されました、中野のシンボルであります、サンプラザが一年目で黒字化に成功するという成果を上げております。まさに改革の波の中にあります。もちろん大中小とわず、民間各会社は生き残りをかけて、一層の合理化を進めており、無駄な経費の削減には特に厳しくなっております。法人会を取り巻く環境はこのような厳しい状況にあります。

先程ふれましたように、丙戌年は次の年の発展への準備をする年回りと考えますと、発想を変えまして魅力ある法人会として、会員にとりましてより役に立つ事業や地域に密着した活動により、法人会をよりよく知って頂くことで、変化の時を法人会発展のチャンスとして捕らえることができると思います。

現在政府でも抜本的な税制改革も検討されており、法人会の果たす役割も、一段と重く、重要になってきております。法人会の会員になって良かった、そして、その良さが、地域に広まっていくような魅力にあふれた法人会を目指し本年も会員の皆様と力を合わせ、精一杯努力する所存でございます。どうかご来賓の皆様方におかれましても、以前にもましての、ご指導、ご鞭撻、ご支援を下されますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに本年の皆様方のご事業のご発展とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



平成17年度納税功労者へ記念品の授与

(代表して秋元支部長が謝辞を…)

(功労者のお名前は、会報第146号に掲載しております。)



第4回フォトコンテスト入賞者へ記念品の授与

(受章者のお名前・作品は、折込みをご覧ください。)

(作品は、随時会報の表紙に掲載させていただきます。)

祝 辞



中野税務署
小林署長

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、ご健勝にて新年を迎えられましたことを心から喜び申し上げます。

旧年中は鈴木会長代行をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、各種研修会や事業活動により税知識の普及と納税者道義の高揚を図られ、特に中野まつりでは、関係団体の先頭に立ち、積極的なご参加とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

昨年一年間を振り返りますと、各地での地震の発生や、相次ぐ台風の上陸などの天災による被害が多く発生する一方で、紀宮清子内親王のご成婚、愛知万博の開催など、明るく活気ある話題もありました。

私どもの職場におきましては、お陰様をもちまして、事務運営も順調に推移しており、これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物と感謝申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化が進み人口減少社会に入らる中で、経済はグローバル化し、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、また、雇用形態が多様化しており、税務の仕事はますます複雑かつ困難なものとなっております。

こうした中で税務行政の運営に当たって「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実

現する」という私たちに課せられた使命を果たしていくためには、限られた資源を効率的・効果的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要があると考えております。

まもなく確定申告の時期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、「自書申告」と「早期提出」、e-Taxによる申告・納税、また口座振替を利用した「期限内納付」にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年につきましては消費税の免税点の引下げ、あるいは年金課税の見直し等より、申告者数が一段と増加することが見込まれております。

私どもといたしましては、例えば、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の充実を図るなど、様々な工夫を重ね、可能な限り円滑に確定申告が推移するよう努めております。とりわけ「確定申告書等作成コーナー」をご利用して頂くと、ご自宅のパソコンで確定申告書が簡単に作成でき、出力された申告書はそのまま税務署へ提出できます。さらにe-Taxをご利用頂きますと、ホームページで作成した申告データに電子署名をして、そのまま送信できます。是非社員の皆様へご周知頂きたいと思っております。

そのほか、会員の皆様方におかれましては、e-Taxをご利用頂くと毎月納付されます源泉所得税の納付が大変便利となりますので、ご利用の程宜しくお願い致します。

結びにあたりまして、新しい年が社団法人中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご事業のご繁栄につながる良い年でありますよう祈念致しまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。



宮坂副会長



宮島副会長



司会の小島氏



ご来賓の皆様



(第1部) 新年賀詞交歓会 明るく爽やかに…

祝 辞



田中 区長

新年明けましておめでとうございます。納めて頂いた税金をお預かりして、公のために使わせて頂くというのが私共の仕事でございますので、法人会を始め、納税者団体の皆様の前では、本当に背筋が伸びると申しますか、大変に緊張致します。

税金が、皆様お一人お一人の汗の結晶であるという事を忘れてはならないと思っております。

さて、中野区の予算でございますが、只今作っているところであります。

今まで10年以上、基金という貯金を取り崩しながら、収支を合わせた予算を組むという事でやって参りましたが、今年は、それをやらずとも予算が組めるようになりました。税収は、決して増えておりません。全体としては、むしろ減っておりますし、規模は下がりましたが、収入の範囲で、支出がきちんと収まるという体制にする事ができました。

この間、皆様には、我慢をもし頂きながら、区政の改革、財政の改革に取り組んできた成果が出たのかなと思っております。

又、学校など施設の立て替えや街づくりの投資もしなければいけませんから、貯めなければいけない区の貯金や、色んな基金が必要でございますが、平成13年度末には中野は、50数億円という事で、23区では最も低い状況でした。この4年で、基金を約177億円まで積み増すことができ、財政の健全化の道が開けたと思っております。

この間、民間活力の活用をやって参りました。例えば、図書館サービスのかなりの部分を、企業ですとかNPOに委託を致しました。又、指定管理者という制度がありまして、区の施設、例えば保育園なども民間に運営して頂き、サービスの向上を図りながらコストを削減して参りました。

こうした事によって、職員の数定期的に減らしながらも、サービスを維持し、更に良くしながら、コストダウンを図っていくという構造改革を行ってきた結果だと思っております。

今、新しい中野を作る10カ年計画を作っているところでもありますけれども、その新しい中野に向けての歩みを、一歩踏み出せる財政体質まで改善をする事ができました。こうした土台ができたという事で、今年は、皆様と共に、新しい中野をつくる、新しい出発の年としていくという意欲を持って進んで参りたいと思っております。それぞれのお仕事等におきまして、活力のある年、新しい取り組みにチャレンジされる年になりますよう心からお祈りを申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸、また、益々の事業のご繁栄を心からお祈りを申し上げまして私のご挨拶とさせていただきます。本日は、本当におめでとうございます。

中野都税事務所
中山 所長

新年明けましておめでとうございます。本日は、中野法人会の新年賀詞交歓会にお招きを頂きまして、本当にありがとうございます。旧年中は、鈴木会長代行を始め、法人会の皆様方には、当所の事務運営につきまして、多大なご理解とご協力を賜りました事、心から御礼申し上げます。

さて、先程も田中区长から、区の予算等、財政状況等の話がございましたが、私の方からも、都の関係の税収状況、或いは18年度予算等について、若干話をさせて頂きたいと思えます。

1月18日に、知事原案が発表になる予定でございます。今年度の税収について申し上げますと、4兆5千億円という事で、年度当初と比べまして、2千5百億円、約6%程増収になる見通しでございます。近年では、二番目位の増収になりそうです。そういう事で、新聞等では、景気が回復基調にあるという報道がされておりますが、実際に私共は、具体的に日々接する中では、景気のはっきりした回復基調っていうのは伺えないのですが、東京都という全体のレベルの中で見ますと、かなりの企業が、好業績の状態になっているようでございます。中野管内におきましても、当初の見通しより、法人関係の法人事業税、法人住民税は、予想以上に伸びている事は、間違いないところでございます。

従いまして、予算規模は、6兆円を超えるという事ですが、都でも都債を発行しておりまして、大半はこの返済にまわるようでございます。そういう意味で、一般の歳出は、やはり緊縮予算的なものにならざるを得ないようでございます。

ただ、そういう中でも、都民の安心・安全或いは中小企業の支援策、こういったものについては、昨年以上の予算の配分がされていると聞いております。又、東京の将来の展望という事で、2016年の東京オリンピックを目指し、その準備の為の基金の積み立ての余裕が出てきたという事も聞いております。いずれに致しましても、中野都税事務所と致しましては、職員一同、心を新たに致しまして、公平適正な課税・徴収並びに親切な窓口対応に勤めて参りますので、昨年同様皆様方の暖かいご理解とご支援を賜りたいと存じております。

先程小林署長からお話がありました、イータックスと同じように、私共もインターネットによります電子申告というものを、昨年の夏から、法人住民税・法人事業税について始めております。1月16日からの償却資産についても、インターネットによる電子申告を始めますので、是非ご利用の程を宜しくお願い致します。

結びにあたりまして、社団法人中野法人会の益々のご発展と、本日ご列席の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念致しましてご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

新年賀詞交歓会 (第2部)

各テーブル、皆様の笑顔がいっぱいで…



鷺宮雅子の皆様



司会の白川氏



越後副会長

恒例の抽籤会 ― 抽籤会で、溢れんばかりに加熱した会場 ―



『幸運くじ抽籤賞品』

特等 液晶テレビ 15インチ
1等 携帯テレビ
2等 血圧計
3等 お風呂のとも 湯まくら
合計100本

服部氏の閉会の辞

『新年賀詞交歓会』の前段で、平成17年度・第2回理事会を開催!!

規定により、鈴木会長代行が議長席に着席。横山理事・加藤理事が議事録署名人に指名され、各委員会から中間報告と今後の行事予定の発表がありました。又、暫定予算を始め議事全てが満場一致で可決されました。



【総務委員会】(榎本委員長代行)

(1)本日の流れとして、『正副会長・総務・事業委員合同役員会』を午後4時15分から、『新年賀詞交歓会』を、午後4時30分受付開始で開催する。(第1部)で納税表彰受彰者を紹介並びに記念品授与を行う。

(2)科目別対比表を参考に、平成17年度・収支中間(4月～12月)報告。

会費入金状況を説明、現在予算の回収率が89%で、未納分については3月1日付けにて再々請求する。

(3)平成18年度・暫定予算について説明。

(4)『春の理事会』を平成18年4月18日(火)午後1時～2時15分、会場は西武信用金庫・本店8Fで開催予定。

(5)『第31回通常総会』を平成18年5月18日(木)サンプラザにおいて開催予定。

(6)平成18年度の『新年賀詞交歓会』を平成19年1月11日(木)サンプラザにおいて開催予定。

(7)平成18年度の『第32回通常総会』を平成19年5月17日(木)サンプラザにおいて開催予定。



【事業・特別委員会】(宮島委員長)

(1)各月別・支部別の参加一覧表を通し、平成17年度・行事開催中間(4月～12月)報告。特に、支部単位の事業が、大変活発に開催されている。

(2)9月以降の主な行事の出席状況を報告。

講演会並びに会員合同交流会、中野まつり、法人税・源泉所得税の実務講座などの報告。

(3)『第22回・法人会全国大会』が、香川県で開催され、中野法人会から2名参加。明年は、10月5日・山形県で開催予定。

(4)『秋の支部役員会&税務研修会』は、参加人員が増加した。

(5)『(税を考える週間)秋の特別講演会』は、記念の年という事で、三浦雄一郎氏を招聘して開催したが、参加人数は昨年並みであった。

(6)今後の行事予定として、2月7日に『新会社法・研修会』を開催する。

『新入会員・特別研修交流会』を組織委員会と共催で、平成18年2月23日サンプラザにて5時30分から開催予定。

【組織委員会】(宮坂委員長)

(1)会員増強運動月間の加入状況について、12月31日現在の報告。

現在98社の勧奨状況にある。



廃業・休業などの理由による脱会が非常に多い。3月まで、更に会員増強にご尽力願いたいと力説。

進発式で、各支部20社を目標にスタートした訳で、何としても挑戦し抜いていただきたい。現在10社以上勧奨している支部は、3つの支部。

又、勧奨カードの提出にご協力を願いたい。



【厚生委員会】(越後委員長)

(1)経営者大型保障制度の現況と共済制度12月末の状況について報告。

(2)生活習慣病健診は、来たる2月11・13・14日に実施の予定。

年2回の実施という事で、平成18年8月8・9日にも実施予定。

会場は、いずれも中野ゼロ小ホール。

(3)法人会福利厚生制度について

*㈱コクド・プリンス系ホテル・ゴルフ場。

*週刊ダイヤモンド・予約講読&セコム・ホームセキュリティの案内。

*春の健康セミナーを、理事会開催の後に実施予定。



【広報委員会】(木村委員長)

(1)発行済会報と今後の発行・来年度の方向性について報告。

新たな企画もどんどん取り入れ定着しつつある。特に第146新年号の『署長・会長の対談』は今回4度目で、皆様から

大好評である。企業訪問・街でホットなお店紹介も連載中。

(2)『第4回フォト・コンテスト』の入賞者を発表。作品は、会場入口のロビーに展示してある。今後も、役員の皆様から率先して応募していただきたいと力説。

また、入賞者への記念品の授与を、この後の『新年賀詞交歓会』の第1部で行う。

(3)『ホームページ』で皆様の企業を無料掲載中。是非多くの皆様にご利用いただきたい。



【税制委員会】(服部委員長)

(1)平成18年度・税制改正要望陳情について報告。

平成19年度・要望事項の取りまとめスケジュールについて報告。

(2)写真で見る・平成18年度税制改正要望書(全法連関係)(次ページに掲載)

中野法人会は、11月に松本衆議院議員・長妻衆議院議員・田中区长に要望書を提出しました。



役員の皆様



鈴木会長代行



田中副署長



ご来賓の皆様

行動する法人会

平成18年度 税制改正要望



自 民 党

税制調査会

柳澤 伯夫会長

(11月15日)

柳澤会長（正面中央）、右へ佐藤全法連副会長、白銀税制小委員長代理（後ろ向き）、左、花岡全法連専務理事

● 要望先一覧（順不同・敬称略）

柳澤 伯夫 自民党税制調査会会長
公明党財政金融部会
坂口 力 衆議院議員
石井 啓一 衆議院議員
谷口 隆義 衆議院議員
上田 勇 衆議院議員
浜田 昌良 参議院議員
荒木 清寛 参議院議員
民主党税制調査会
尾立 源幸 参議院議員他
石 弘光 政府税制調査会会長
竹本 直一 財務副大臣
福田 進 財務省主税局長
加藤 治彦 財務省主税局審議官
佐々木豊成 財務省主税局審議官
木村 幸俊 国税庁長官
石井 道遠 国税庁次長
竹田 正樹 国税庁課税部長
村中 健一 国税庁法人課税課長
小室 裕一 総務省自治税務局長
岡崎 浩巳 総務省自治税務局官房審議官
望月 晴文 中小企業庁長官
鈴木 正徳 中小企業庁事業環境部長
平井 裕秀 中小企業庁財務課長

● 全国法人会総連合要望者氏名

安西邦夫会長、長野幸彦顧問（政府税制調査会特別委員）、佐藤信夫副会長、竹村泰長税制小委員長、白銀和夫税制小委員長代理、大河内宏一税制小委員、多田充伸税制小委員、平田俊光税制小委員、花岡修専務理事、丸田義晴事務局長、木下一男事務局次長

(11月10日)

政府税制調査会

会 長 石 弘 光 氏



右から白銀税制小委員長代理、石会長、丸田全法連事務局長、木下事務局次長

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

平成17年10月4日

国 税 庁 長 官

木 村 幸 俊 殿

財団法人 全国法人会総連合
会 長 安 西 邦 夫

平成18年度税制改正に関する要望について

平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。

本会は、「健全な納税者の団体」であるとともに、「よき経営者をめざすものの団体」として、企業経営と社会の健全な発展に貢献しようとする公益法人であります。

さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えておりますが、本年は、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、依然として厳しい経済状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を別添「平成18年度税制改正要望書」のとおり取りまとめました。

つきましては、私ども要望の趣旨を十分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<注>各政党、各省庁ごとに宛名と日付が変わります。

税 務 署 だ よ り

イー・タックス

e-Tax インターネットで申告・納税!



e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用すると

◇自宅やオフィスから申告や納税ができます。

①申告(所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税)

②法定資料の提出 ③納税(全税目) ④申請・届出など

◇源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数が多い手続に大変便利です。

※ e-Tax のご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続等が必要です。

課税売上高が
1,000 万円を
超えていませんか?

前々年の課税売上高が 1,000 万円を超えると消費税の課税事業者になります。

新たに消費税の
課税事業者となる方

◇速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

◇日々の記帳や書類の保存が必要です。

一般課税により申告される方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

自宅のパソコンで確定申告書が作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。次の3ステップで、税務署に行かなくても確定申告ができます。

ステップ1 申告データの入力

◇入力したデータを基に税額などが自動計算されますので、計算ミスがなくなります。

ステップ2 プリントアウト

◇作成途中のデータも保存することができます。

ステップ3 税務署に送付



作成コーナーについては
国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

電子申告については
e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

- 3月号に同封の「確定申告書等作成コーナー」に関するご案内チラシを社員の皆様方に回覧するなどし、ご周知いただけますようお願い致します。

都 税 だ よ り

中野都税事務所

法人事業税の分割基準の変更について

平成17年度税制改正により、東京都と他の道府県に事務所若しくは事業所のある法人の法人事業税の分割基準が以下の通り変更になります。

事業種目		17年3月31日までに開始する事業年度	17年4月1日以降開始する事業年度
非 製 造 業	銀 行 業 保 険 業 証 券 業	課税標準の2分の1……事務所の数 課税標準の2分の1……従業者の数 ☆資本金1億円以上の法人 ・本社管理部門の従業者の数を2分の1に割り落とす	課税標準の2分の1……事務所の数 課税標準の2分の1……従業者の数 本社管理部門の従業者の数の 割り落としは廃止
	通 信 業 卸 売 業 小 売 業 サービス業等 ★以外の業種	従業者の数 ☆資本金1億円以上の法人 ・本社管理部門の従業者の数を2分の1に割り落とす	
製 造 業		従業者の数 ☆資本金1億円以上の法人 ・本社管理部門の従業者の数を2分の1に割り落とす ・工場の従業者の数を2分の1加算	従業者の数 ☆資本金1億円以上の法人 ・工場の従業者の数を2分の1加算

★鉄道事業・軌道事業、電気供給業、ガス供給業及び倉庫業については、従前のとおりです。

●事務所の数……事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度の末日）現在の事務所の数と合計数となります。

●詳しくは、第十号様式記載の手引をご参照ください。

〈問合わせ先〉 東京都中野都税事務所 法人事業税係
電話 3 3 8 6 - 1 1 1 1 内線 5 1 7

ホットなお店紹介



萬国コーヒー 株式会社

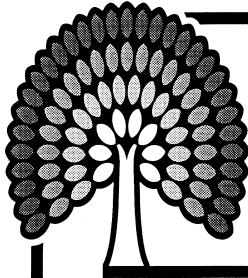
〒164-0012 東京都中野区本町 3-31-2
電話. 03-3373-5255 FAX. 03-3373-5259

● 萬国コーヒーホームページ ●
<http://www.bankoku-coffee.co.jp>
● 萬国コーヒー E-mail ●
info@bankoku-coffee.co.jp



青梅街道、鍋横交差点を新宿方向へ直進し、左側に西武信用金庫のある信号を右に曲がり、50m程直進し一つ目交差点を左に曲がると、甘いコーヒーの香りでいっぱいの「萬国コーヒー」があります。創業は昭和34年、銀座の老舗レストラン「三笠会館」や高級フランス料理店「オテルドゥミクニ」といったレストランや、全国の喫茶店、カフェなどにコーヒー豆を卸しています。事務所入口は、カフェスペースと焙煎したてのコーヒー豆を販売しており、平日のお昼にはテイクアウトできるランチBOXの販売もやっていて、近所のオフィスで働く方を中心に賑わっています。萬国コーヒーでは、「美味求心」をテーマとして、より美味しいコーヒーを常に発信しています。皆様の御家庭や、オフィスでもいかがですか？

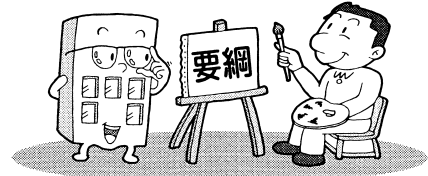
（記 三好正市）

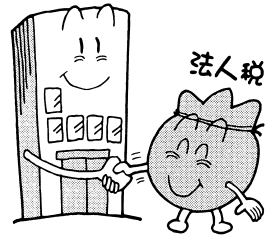


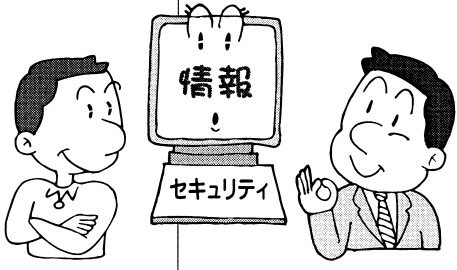
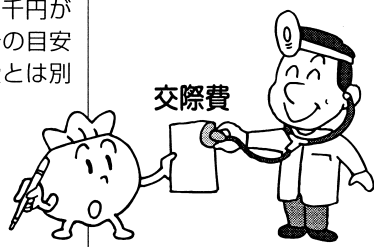
平成18年度 税制改正

政府の基本方針決まる!

政府は、平成18年1月17日、平成18年度
税制改正の要綱を閣議決定しました。
主な内容をお知らせします。



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
〈所得税〉 ●税率構造	10%、20%、30%、37% の4段階による課税 (個人住民税については、5%、 10%、13%の3段階による 課税)	5%、10%、20%、23%、33 %、40%の6段階による課税 (個人住民税については10%の 1段階による課税)	平成19年分以後の所得税に ついて適用
●定率減税	所得税額の10%相当額(限度 額12.5万円)を所得税額から 控除 (個人住民税は所得割額の 7.5%を控除。限度額2万円)	廃 止	所得税については平成18年 分、個人住民税については平 成18年度分をもって廃止
〈法人税〉 ●同族会社の留保金 課税	(1)対象法人 同族関係者3グループで株 式等50%超保有 (2)留保控除(以下のうち最も 多い額) ①所得基準:所得等×35% ②定額基準:1500万円 ③積立金基準:資本金×25% ー利益積立金 (3)不適用措置 ①設立後10年以内の中小企業 ②中小企業新事業活動促進法 の経営革新計画承認企業 ③自己資本比率50%以下の中 小企業	(1)対象法人 同族関係者1グループで株式等 50%超保有 (2)留保控除(以下のうち最も 多い額) ①所得基準・所得等×50% (大企業は所得等×40%) ②定額基準:2000万円 ③積立金基準(同左) ④自己資本比率基準:自己資 本比率30%到達までの額(中 小企業のみ) (3)不適用措置 ①中小企業新事業活動促進法の 経営革新計画承認企業	課税対象の限定、留保控除の 引き上げにより中小企業にと って不可欠な内部留保の充実 を支援する措置 
●役員給与の損金算 入のあり方の見直 し	(1)定時定額要件 一月以内の期間を単位とし て定期的に同一の額を支給 する役員給与を損金算入 (2)実質一人会社の社長報酬 の損金算入 オーナー社長報酬につき、 法人段階で損金算入、個人 段階で給与所得控除が利用 可能	(1)定時定額要件の緩和 あらかじめの定めに基づいて 確定額を支給する役員給与を 損金算入 (2)実質一人会社(※)の役員 報酬の損金不算入 オーナー社長報酬につき、給 与所得控除分を法人段階で損 金不算入	(※)同族関係者で株式の90 %以上を保有し、常務に従事 する役員の過半を占める会社 (※)適用除外 ①所得(課税所得とオーナー 社長報酬の合計額)が 800万円以下の場合 ②所得3000万円以下で、社 長報酬の占める比率が1/ 2以下の場合

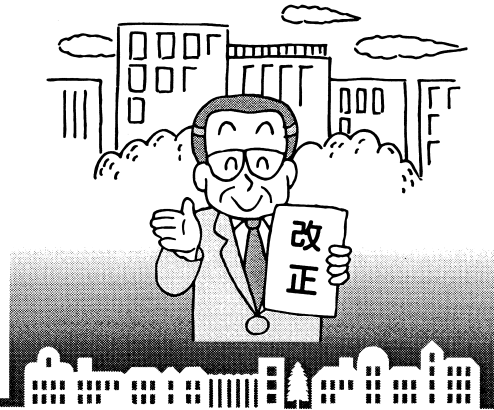
税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
●中小企業等々の少額減価償却資産特例の延長	資本金1億円以下の中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入が可能	左記の特例について2年間延長適用。ただし、損金算入の上限を300万円（現行は上限無）に引き下げ	この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの措置
●産業競争力のための情報基盤強化税制の創設		情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置（税額控除10%または特別償却50%の選択適用） （対象投資の内容） ①OS（※）およびこれと同時に設置されたサーバー ②データベース管理ソフトウェア（※）およびこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア ③ファイアーウォール（※）	（※）ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの
●交際費の損金算入の特例の延長および課税の範囲の明確化	資本金1億円以下に限り認められている損金算入特例がある （損金算入限度額計算式） 定額控除額（400万円）×90%	左記の特例が2年間延長されるとともに交際費の課税上の範囲の明確化を計る措置が講じられることになった。 具体的には 「実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたが、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費（役職員間の飲食費を除く）について損金算入を認めることを明確化する。」 	特例延長と課税範囲の明確化が実現することにより、販売促進の手段が限られている中小企業の事業活動の円滑化を図る措置
〈相続税制〉 ●事業承継の円滑化に資する税制の整備	物納不適格財産の基準が不明確、手続きに長期間を要す等の問題があった （取引相場のない株式の物納不适当要件） ・譲渡に関して定款に制限がある場合 ・売却できる見込みがない場合	物納不適格財産の基準が法令で限定・明確化・手続きの迅速化等が図られる （取引相場のない株式の物納不适当要件） ・法令で限定的に規定（取引相場のない株式に特有のものとしては譲渡制限株式のみ）	許可基準の緩和等の手続きの改善により自社株式の物納が増加し、中小企業の事業承継の円滑化に資するための措置
〈土地・住宅税制〉 ●登録免許税	・土地売買による所有権の移転登記 20/1000 ・土地所有権の信託の登記 4/1000	同 左 10/1000 同 左 2/1000	この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの措置

新会社法のあらまし

会社実態に沿った経営形態への 選択肢が拡がる!

平成17年6月に「会社法案」が通常国会で可決成立し、平成18年中に新しい会社法が施行される予定です。

今回の改正では、会社法制全般について抜本的な見直しが行われていますが、ここでは、中小企業にかかる改正を中心に説明することになります。



1 新会社法の概要

今回の改正内容を現行法と比較すると以下の表のとおりとなります。

	現 行 法	新 会 社 法
会社形態	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社（日本版LLC）
最低資本金額	株式会社：1,000万円以上 有限会社：300万円以上	制限なし（1円でも株式会社が作れる）
会社の機関	（基本的な形態） 株式会社： 株式会社＋取締役会＋監査役 有限会社： 社員総会＋取締役会（監査役が入ることもある）	株式譲渡制限会社では、 株主総会＋取締役だけで、取締役会や監査役のない会社も可能。 （株式譲渡制限会社に該当しない中小会社は従来の株式会社と同様の機関設置が必要）
取締役の任期・員数	株式会社：3人以上、任期2年 有限会社：1人以上、任期なし	3人以上、任期2年が原則。 株式譲渡制限会社は（取締役会を設置しない場合）1人以上で、任期は最長10年まで延長可能。
監査役の任期・員数	株式会社：1人以上、任期4年 有限会社：設置は任意（設置した場合は任期なし）	1人以上、任期4年が原則。 株式譲渡制限会社は設置が任意。（設置の場合、任期は最長10年まで延長可能。）
会計参与	—	新設。株式会社に設置可能。
株主総会での決定事項	株式会社：法令、定款で定められた事項 有限会社：全ての事項	取締役会を設置しない会社は、全ての事項について決定可能。

2 具体的な改正内容

(1) 会社形態

新会社法では、新たに有限会社の設立ができなくなります。既に設立されている有限会社については、新会社法施行後も有限会社として存続できる経過措置が設けられています。

このため、既存の有限会社については、新会社法の施行後において、①有限会社として引き続き存続する、②株式会社に移行する、のどちらかを選択することになります。

また、新会社法では、新しい会社形態として合同会社(日本版LLC)を新設することができるようになります。この合同会社では、出資者(社員)は有限責任であり、内部的には民法上の組合と同様の規律(原則として、出資者全員の一致で定款変更その他会社のあり方の決定が行われ、各社員が自ら会社の業務の執行に当たるという規律)が適用される会社形態であり、創業の活発化を図ることをねらいとしています。

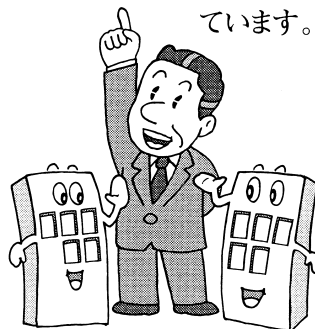
(2) 最低資本金額

現行法においては、最低資本金額が株式会社では1,000万円、有限会社では300万円と定められていますが、新会社法では株式会社を設立する場合、資本金についてその下限額についての規制がなくなります。

したがって、資本金が1円でも株式会社が設立できることになり、これによって、資金がなくても容易に会社を設立することができるようになります。

(3) 会社の機関

会社の機関には、株主総会、取締役(会)、監査役(会)、会計監査人などがあり、現行法では株式会社の取締役は3人以上で任期は2年、取締役会の設置も義務づけられていますが、新会社法では取締役の設置は義務づけられていますが、株式譲渡制限



会社^(注)においては、取締役会を設置しない場合、取締役の員数を1人、その任期を10年まで延長することができることとなります。

監査役についても、取締役と同様の措置が講じられることとなります。

(注)株式譲渡制限会社とは、会社が発行する株式を譲渡する場合、その全てについて会社の承認を要することが定款で定められている会社のことをいいます。

(4) 会計参与

新会社法では、株式会社が計算書類の適正性を確保することを目的として、任意に設置できる機関として会計参与が創設されることとなります。

会計参与になることができるのは、税理士(税理士法人を含む)または公認会計士(監査法人を含む)だけです。

会計参与は、会社から独立した立場から会社またはその子会社の取締役、執行役と共同して計算書類を作成・保存し、株主や会社債権者からの開示請求に応じる必要があります。

会計参与は、株主総会で選任され、員数に制限はありません。任期は原則として2年、株式譲渡制限会社においては定款で定めれば10年まで延長できます。

(5) 株主総会での決定事項

現行法においては、株主総会で決定できる事項は、有限会社では全ての事項が該当しますが、株式会社においては、法令、定款で定められた事項となっています。

しかし、新会社法では、取締役会を置かない株式会社については、全ての事項を株主総会で決定できるようになります。

したがって、取締役への監督機能も株主総会が果たすなどその権限が高まります。

部会だより

◆源泉研究部会◆

第274回研修会並びに 新年初顔合せ会を開催

関東バス(株) 清水 岳

『第274回研修会』が、1月19日、法人会館において開催されました。

始めに、西條部会長、三上第2統括官より挨拶がありました。さて、今回のテーマは、『サラリーマンの確定申告について』です。中野税務署の個人課税・十日市上席より説明をして頂きました。

申告の中でも、特に医療費控除を中心に「注意すべき点」や「誤り易い点」などを詳細に亘り説明をして頂きました。

実際に、「申告書B用紙」を使用し、社員の方に聞かれても、即教えてあげる事が出来るように書



毎年恒例「サラリーマンの確申」について



西條部会長



三上統括官



十日市上席

き込みながら教えて頂きました。申告は自分で、との基本を徹底していきたいと思ひますし、こうした機会に、一人でも多くの社員の方が、スラスラと申告書の記入ができるよう担当者として努力していきたいと思ひます。

又、毎年の事ながら、誤りのない申告と早期提出に努めていきたいと思ひます。

研修会終了後、会場を中野サンプラザ20階に移動して、「新年初顔合せ会」が行われました。少々和食には飽きてた感がありましたが、幹事さんの配慮からか、何と洋食…。その全ての料理が、大変に美味で、参加された皆様にご満悦の様子でした。

外は、いつも以上に寒い日でしたが、心機一転、今年も…！との決意に心を漲らせ家路を急ぎました。

◆女性部会◆

『第102回研修会』 (クリスマスの夕べ)

(株) 結城堂室内装飾工房 小島 慶子

女性部会「第102回の研修会」は、ひと足早い(クリスマスの夕べ)と題して、目白のフォーシーズンズホテル椿山荘・東京で、12月8日、参加者48名で盛大に行われました。当日は、師走にしては、暖かく、出足も好調でした。生演奏のピアノとバイオリンに迎えられ、ドレスアップされた参加者の顔も、普段とは違い華やかで、一層雰囲気盛り上がりしました。食事も終りに近づいた頃、



皆さん、ひときわ華やいで…

ギターで弾き語りを、山路さんにバトンタッチをし、クリスマスにふさわしい歌を数曲歌っていただき、身も心も癒されました。

歌の余韻を抱きながら、あと20日余りで2005年も終りに近づき、来年はどんな年になるのかなあと、ふと思ひました。

そして、来年は、女性部会創立25周年に当り、皆様の協力の下、更に盛大に記念式典を行いたいと思っております。



三輪部会長



素敵な弾き語り…



二重奏にうっとり…

◆青年部会◆

新会社法下における『勝ち組』企業へのシナリオ

～ 「企業価値向上策」と「敵対的買収への防衛策」 ～



講師の岩佐氏

まず、『勝ち組』への必要条件ですが、今、史上最高の益企業の増加現象にあります。同業種内で、かつては業種毎に分化されていましたが、今は、あらゆる業種内で分化されています。特に『経営力』が優秀だと最高益達成に繋がるし、不足していると赤字、果ては倒産という事になります。この『経営力』養成の為の『経営者スクール』の充実を目指す企業が増加中です。

『経営力』重視の証拠として『実力者社長』が登場してきています。つまり、今までの形態を打破し、常務・取締役から社長抜擢のケースが出現してきています。経営のトップには、精神力、気力、体力が必須条件です。従って、若さも重要になってきます。しかも、社長の任期は6年が原則のようです。

次の必要条件は、『会社力』を鍛える事、つまりお客様の心をつかむという事です。今、価格重視から収益力、つまり質と付加価値の時代です。収益の源泉は、①独自の経営モデル②収益モデル③経営コストの削減で、結果、オンリーワン企業、従来の発想を超越した業務提携が出来、補完・補強的な新しいグループが形成可能になる訳です。

成功する経営者の共通点としては、『逃げない』『言い訳しない』『諦めない』という生き方が出来、皆がネアカであり楽道家である事。そして、結果的に“個性的”であり、人間として“魅力的”であり、“大きな夢”“高い志”が並外れているという事になります。

また、経営者は何をすべきかですが、経営や商売の根底は、“生き方”そのものになりますから、自分の足元をしっかりと見つめ直す姿勢が大事で、「会社とは何か」「会社の役割は何か」の“自分流”を確立する事です。この事は、時代が変化しても原理・原則は“不変”であると私は思っております。

『日本型経営の3つの弱点』ですが、①コーポレート・ガバナンスが機能していない②経営トップのビジョン構築力が弱い③経営者を養成する仕組みが不完全という事が挙げられます。

次に、『企業価値は買い手で変わる』という事について話させていただきます。まず、デイスカунテッド・キャッシュ・フロー（DCF）についてですが、今までの企業価値計算から①過去の数字にとらわれない②キャッシュフローを生まなければ、資産の価値は無いに等しい③将来いくらものキャッシュフローを生むかが重要という考え方に変わらなければいけません。既にこうした米国的な考え方を取り入れている企業がたくさんあります。又、買い手が、売り

野村證券(株) 経営役 岩佐 昌治氏

手の将来キャッシュフローを変化させるので、売り手の企業価値に差異が生じますし、企業を取り巻く『4つの株価』つまり、「市場株価」「フェア・バリュエーション」「買収価格」「過大評価株価」の考察も大事です。敵対的買収への防衛策も非常に大事です。又、会社の肥満度という事について話させていただきます。このチェックは、時価総額＝発行済株数×株価、PBR＝時価総額／自己資本 株価／1株当りの純資産で求めます。PBRが1.5倍以上なら正常ですが、それ以下ですと肥満という事になります。対策としては、純資本利益率・自己資本利益率・1株当りの利益をアップする事です。TOB防衛のプロセスですが、統括チーム・反対意見作成チーム・公開買付届出書分析チームの3班を編成し良く連携して事に当たるという事を申し上げておきます。

最後になりますが、誰が企業価値を高めるかという事について、企業再生、垂直統合、水平統合、業務提携&MAについても触れておきたいと思います。

(詳細＝略) 又、新会社法制定への背景とビジネスへの応用についてですが、会社数が減少傾向にある事から、簡単に会社が設立できる法制度に改正した事。大会社と中小会社に区分し、大会社には内部統制システムの開示、株主持分変動計算書の作成等の義務を課すと同時に、様々な権限も拡大している等の特徴が見られます。再度、経営とは何かを申し上げますが、①顧客②株主③従業員④地域社会ひいては⑤経営者を含めた最大多数を最大幸福にする為に、経営者が、日夜、奮闘・努力する事です。そして、本当に優秀なリーダーとは、経営者を上手に育て、バトンタッチの時期を誤らない人です。ご清聴有難うございました。

*紙面の関係上、大要のみを掲載させて頂きました。資料を希望される方は、事務局宛てに連絡願います。(中野法人会 事務局 TEL 3388-6896)

*『新年初顔合せ会＝異業種交流会』を開催！

1月20日、ウェストフィフティーサードにおいて、「新年初顔合せ会」が行われました。当日は、部会員の約8割が参加し、和気藹々と希望溢れる新年のスタートの会となりました。



希望溢れるスタート…



矢島部会長

体温の感じられる歯科医療システム。



ノーザは業界でトップシェアの地位を誇ります。歯科医療の高度化に伴い、
 複雑化する時代の流れをいち早くキャッチし、昭和54年に誕生した、歯科用
 ソフトウェアメーカーのパイオニア的存在です。

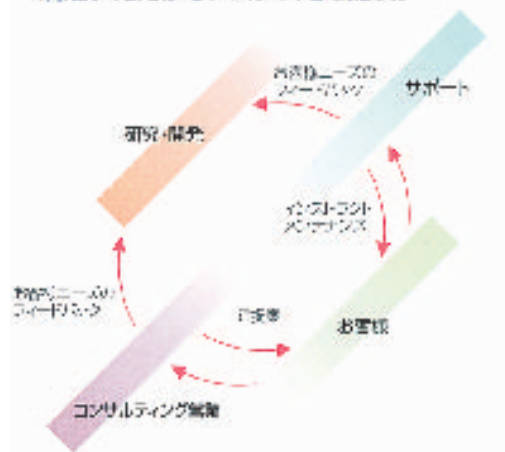
歯科医師の先生方が、そのツールとして便利で、使いやすく、そして機能的であるということ。そういったシステムを機能、周辺サービスを通して包括的にご提供したい・・・。

弊社は歯科医療情報システムメーカーとして、歯科医師、そのスタッフ、そして患者様に快適な情報ツールをつくりご提供したいと思っております。情報システムは、機械だけではなくそれを取りまく周辺環境の充実が必須です。これからも弊社は歯科システムをベースに、充実した新しいコンテンツの提供と日本経団連でのワーキング活動を通して、業界の発展に寄与する為の提案と活動を行い、リーディングカンパニーとしての責務を果たしてまいります。

代表取締役社長 中澤 治

デンティストやスタッフの働きやすさを、患者様の満足に。

コンサルティングからメンテナンスまでの一貫体制であらゆるお客様に満足いただけるシステムをご提供。



より多くの人々が訪ねる歯科医院を、一緒に目指したい。

人々が、歯の治療を通じて、心身ともに健康であってほしい。歯科医療の現場が願うそんな思いを、私たちも抱いています。ひとりでも多くの人たちが、気軽に前向きに歯科医院を訪れてもらえるように、歯科医療システムの側面からお手伝いしたいと思っています。

ノーザは、システムの開発や営業だけでなく、一般消費者への治療啓蒙PRなど広い視点で、歯科医療の現場を応援しています。

平成16年11月より日本経団連に加盟して、活動しています。



株式会社 **ノザ** 所在地 本社：〒164-0012 東京都中野区中央1-24-4（ノザビル）
TEL 03-5348-1881 FAX 03-5348-1885
URL <http://www.nhosa.com>

- | | |
|--|--|
| <p>●営業所
北海道、茨城、埼玉、東京、山梨、神奈川、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡</p> | <p>●設 立 昭和54年4月28日
●資 本 金 9,462万円
●従業員数 230名（2004年4月1日現在）
●事業内容 医療情報処理装置の研究開発、製造、販売並びに保守</p> |
|--|--|